

吉野川歴史探訪 岩津から河口までの堤防、遂に完成

～吉野川下流治水136年の歩み～

お疲れ様です。別宮川三郎です。今年は幸いにして吉野川で大きな水害は発生しませんでした。全国的に毎年のように発生している壊滅的な水害を思えば、吉野川でいつ発生してもおかしくはありません。皆さん、我が事として洪水・水害に備えましょう。

さて、前回は、吉野川下流で唯一の無堤地区であった勝命箇所の堤防整備について探訪しました。勝命箇所の堤防完成は単に箇所の完成だけではなく、国による本格的な治水事業がはじまって以来、吉野川下流の堤防が完成となる大きな節目なのです。

それでは、吉野川下流治水136年の歩みについて探訪しましょう。

1. 国による河川改修のはじまり～低水工事に着手～

藩政期の吉野川沿川は、ごく一部の地域を守るために小規模な堤防が藩や住民によって各所につくられていた程度でした。このため、洪水の度に氾濫を繰り返し、明治以前の吉野川は洪水と水害の歴史であり、流域には人が川と闘ってきた「城構えの家」や「水防竹林」、「高地蔵」、「印石」などの洪水遺産が現在でも散見できます。(写真1)



高地蔵



印石



高石垣の家(田中家)

写真1 吉野川の洪水遺産

明治に入ると治水は重大な施策となりましたが、明治初期の段階では舟運路整備のための低水工事に重点が置かれていました。吉野川では明治17年にヨハネス・デ・レーケが吉野川流域を3週間にわたり巡査し、別宮川に本格的な改修を行い吉野川の本流とする「別宮川本流化構想」や、阿讚山脈の荒廃が水害を助長していることから「水源山地の荒廃防止」などを「吉野川検査復命書」としてまとめました。(写真2)内務省は、デ・レーケが作成した吉野川検査復命書に基づき明治18年より低水工事に着手するとともに、徳島県も洪水防御のための堤防工事に着手しました。

しかし、明治21年7月に徳島県が工事中の覚円堤防が決壊し激甚な浸水被害が発生したことから、決壊は、徳島県の堤防工事の遅れと内務省の低水工事（沈床工）が原因であると地域住民は激しく強訴し、徳島県議会を巻き込む騒動となり、ついに、徳島県は明治22年に内務省へ吉野川改修工事の廃止を願い出て、着工後、僅か4年で見るべき成果もないまま国の低水工事は中止になりました。(覚円騒動)



◆写真2
明治6年頃のデ・レーケ
『デ・レーケとその業績』
(国土交通省中部地方整備局木曽川
下流工事事務所)より



2. 吉野川第一期改修事業 ～徳島平野の連続堤防を整備～

覚円騒動による事業の中止に伴い、吉野川の改修は停滞しましたが全国各地で大洪水が相次いだことから、明治29年の河川法公布に伴い、高水工事への国庫支出を決定したことが契機となり、吉野川も明治31年に直轄施工河川に認定され、明治35年7月、内務省沖野忠雄博士(写真3)を中心とした日本人技術者により「吉野川高水防御工事計画意見書」が策定されました。



写真3 沖野忠雄博士

意見書は、デ・レーケの「別宮川本流化構想」を基本として、別宮川に新設堤防の整備など改良を加えて洪水を別宮川へ流すこと。第十堰上流は幕末から明治のはじめに築造された連続的な堤防を基礎として拡築、嵩上げを行うこと。また、川中島である善入寺島は全島買収し遊水地にするなどの計画でした。事業は改修工事中止から18年ぶりの明治40年に意見書に基づいて着手し、約20年の歳月をかけて昭和2年に完成させました。

徳島県政史上最大の土木工事であり、現在、私たちが見ることができる吉野川の姿はこの時に整えられたものなのです。(図1)



図1 第一期改修事業の概要

3. 吉野川第二期改修事業 ～徳島平野の堤防を補強～

吉野川第一期改修後、昭和3年に吉野川の管理を徳島県に移管しました。しかし、昭和9年9月の室戸台風など頻発する洪水に対して、漏水、堤防亀裂及び護岸、根固等の被災を繰り返していましたが、徳島県では戦時中ということもあり、資金難のため十分な対応ができない状況となっていました。また、終戦直後の昭和20年9月の枕崎台風は大洪水となり、堤防は至るところで噴水(漏水)、法崩れが発生し危険な状態になりました。

このため、昭和22年より「吉野川修補工事」として国による工事を再開しました。また、昭和24年に「吉野川改修改訂計画」を策定し、残された無堤箇所の築堤、第一期改修工事で築造された堤防の拡築及び嵩上げを行うとともに、漏水対策などを実施し昭和40年代に完成させました。(図2、写真4)

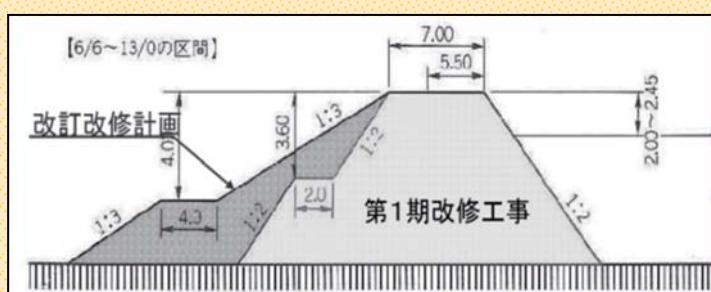


図2 第二期改修事業の堤防補強のイメージ

写真4 漏水状況写真
(明治 29年 9月台風 12号洪水)

これらの工事を「吉野川第二期改修事業」と称し、この事業により吉野川左岸に点在していた無堤箇所の多くは解消されました。狭隘な地先で改修方式が決まっていなかった勝命箇所のみが残されることとなりました。

4. 本格化する内水対策～排水機場整備の推進～

第一期改修事業、第二期改修事業により、吉野川本川からその氾濫に対して治水安全度は向上しましたが、社会経済が発展する中で、堤防整備等の河川改修が進むにつれて、支川周辺堤内地の開発が急速に増加した結果、内水問題が徐々に顕在化していました。

特に、昭和36年9月の第2室戸台風では激甚な内水被害が続出しました。その中でも、吉野川の河口から約30kmの南岸側に位置する吉野川市川島地区では、支川桑村川と学島川の二川の内水が一体となって湛水し、湛水面積3.5km²、最大湛水深4m、被災人口450名に及ぶ深刻な内水被害が発生しました。(写真5)

これを契機として、四国地方整備局では最初の排水機場となる川島排水機場(写真6)が昭和39年に完成しました。以降、内水対策は吉野川下流改修の主要事業として本格的に推進することになり、その後、約60年にわたり国の排水機場として13地区180m³/sのポンプを整備しています。(表1)

写真5 川島地区内水状況
(昭和 36年 9月第二室戸台風)写真6 川島排水機場
(平成 21 年改築)

表1.既設排水ポンプ場一覧表（令和3年9月現在）

内水地区名	排水ポンプ場名
正法寺	正法寺川排水機場
前川	前川救急（内水）排水機場
飯尾川	飯尾川排水機場
	新飯尾川排水機場
	角ノ瀬排水機場
神宮入江川	神宮入江川排水機場
	新神宮入江川排水機場
江川	江川排水機場
蛇池川	蛇池川排水機場

内水地区名	排水ポンプ場名
熊谷	熊谷川排水機場
指谷	指谷川排水機場
柿ノ木谷	柿ノ木谷川排水機場
	学島排水機場
川島	川島排水機場
	学島川排水機場
城の谷	城の谷排水機場
ほたる川	ほたる川排水機場

5. 早明浦ダム完成～治水安全度の更なる向上～

昭和20年代の戦後復興、昭和30年代の急速な経済成長などを背景として、水力によるエネルギー開発、都市・灌漑用水の新規開発は急務であり、早明浦ダムを中核とした吉野川総合開発計画について検討、調整が行われていました。調整は一時的に停滞した時期もありましたが、四国の発展のため、昭和35年には四国地方開発促進法に基づく四国開発審議会が発足し、吉野川総合開発も産業開発等の総合的な方策として議論されていました。そして、「四国はひとつ」という認識のもと、四国4県等関係機関の協力により、立場の違いを乗り越えた調整によって大きく進展し、昭和41年に吉野川総合開発計画が決定されたのです。

計画の中核である早明浦ダムは昭和50年に運用を開始し、四国4県の水利用の安定化に加えて、その洪水調節効果により吉野川下流域の治水安全度は大きく向上しました。

なお、長らく徳島平野の遊水地帯としての役割を担わされていた岩津から池田間の吉野川上流についても、早明浦ダムの建設の着手が決まり、地域の悲願であった堤防整備に着手することとなりました。(写真7)



写真7 早明浦ダム

6. 第十堰建設事業の白紙勧告～新河川法に基づきゼロからの出発～

17世紀後半に徳島城への舟運利用などから阿波徳島藩が行った別宮川上流と吉野川を接続する「新川掘り抜き工事」が原因となって、もともと低地であった別宮川に殆どの洪水が流れ込むようになり、別宮川下流域では浸水被害が増大しました。一方、吉野川下流域では水不足や塩水化に悩まされることとなり、吉野川への導水を目的とした「第十堰」が宝暦2年(1752年)に完成しました。(写真8)

昭和57年工事実施基本計画の改定を契機として、固定堰を可動堰へ改築するため、「吉野川第十堰建設事業」として平成3年に建設事業に着手しましたが、委員会の運営を巡りマスコミ、市民団体からの不信感が高まり大きな反対運動へ発展しました。その後、平成12年1月に徳島市において、「吉野川可動堰建設計画の賛否を問う住民投票」が実施され、その結果は有効投票数の約9割が可動堰化計画に反対となりました。さらに、平成12年8月には、当時の与党(自民、公明、保守)から「公共事業の抜本的見直しに関する三党合意」において、「吉野川の可動堰建設について、民意が二分されているが、現堰の改築の必要性については、ほとんどの人が認めているところである。膠着したこの現状を打破するためには、政府の現行計画を白紙に戻し、新河川法の趣旨にのっとり、地元住民の意見を反映しつつ、洪水防止、水利用の観点から新たな計画を策定する。 との、いわゆる白紙勧告を受け、新河川法に基づき、新たにゼロからの出発をすることとしたのです。



写真8 第十堰

7. 吉野川水系河川整備計画の策定 ~下流最後の無堤箇所へ着手~

第十堰建設事業計画の白紙以降、地域住民の合意形成に向けての取り組みを行っていましたが、第十堰のあり方については流域内でも多様な意見があり、その議論は入口で意見が分かれている状況でした。このような状況を打開するため、徳島県知事が流域の意見を直接聴取のうえ、国に対して「吉野川の整備の在り方（第十堰を含む）」についての要望が平成16年にありました。これを受け、四国地方整備局では、同年4月に『「よりよい吉野川づくり』に向けて』を公表し、「吉野川の河川整備（国管理区間）」と「抜本的な第十堰の対策のあり方」の2つに分けて、おのとの検討の内容・進捗状況を勘案して、河川整備計画を早期に策定する考えを表明し、平成17年11月に吉野川水系河川整備基本方針を策定しました。また、平成21年8月には吉野川水系河川整備基本方針に沿って、「吉野川水系河川整備計画（国管理区間）」（ただし、「抜本的な第十堰の対策のあり方」を除く）を策定しました。なお、現在の河川整備計画に含まれていない「抜本的な第十堰の対策のあり方」については、吉野川水系を現状よりも少しでも良くするため、可動堰にはこだわらずにこれまで検討していない可動堰以外の方法について検討を進め、あらゆる選択肢について評価を行い、結論を得ることにしています。

河川整備計画は概ね30年間の河川整備の目標、河川工事の具体的計画を定めたものです。吉野川下流で唯一、改修方式が決まっていなかった勝命箇所もようやく計画へ位置づけ、平成21年に調査に着手し、令和3年7月に完成したのです。（写真9）勝命箇所の堤防をもって、吉野川の下流域はすべての箇所で堤防整備が完成しました。国が吉野川改修へ明治18年に着手して136年後の大きな節目となりました。（写真10）



写真9 勝命堤防(伊沢市工区)



写真10 吉野川河口から望む



次号は吉野川堤防の宿命でもある漏水対策について探訪しましょう

